

学校法人獨協学園寄附行為

昭和26年 3月10日
認 可

昭和30年 2月 1日	一部変更認可	昭和62年12月 1日	一部変更認可
同 31年 1月12日	一部変更認可	同 63年12月22日	一部変更認可
同 31年11月 5日	一部変更認可	平成 2年 3月19日	一部変更認可
同 37年12月28日	一部変更認可	同 3年 3月20日	一部変更認可
同 39年 3月18日	一部変更認可	同 5年 3月19日	一部変更認可
同 42年 3月25日	一部変更認可	同 5年12月21日	一部変更認可
同 42年 8月25日	一部変更認可	同 7年 6月29日	一部変更認可
同 43年 6月21日	一部変更認可	同 10年 9月16日	一部変更認可
同 43年12月26日	一部変更認可	同 10年12月22日	一部変更認可
同 44年 8月25日	一部変更認可	同 11年 7月28日	一部変更認可
同 46年 1月 5日	一部変更認可	同 13年 3月 1日	一部変更認可
同 47年 7月27日	一部変更認可	同 15年 5月14日	一部変更認可
同 49年 4月 1日	一部変更認可	同 15年11月27日	一部変更認可
同 50年 9月11日	一部変更認可	同 16年10月 5日	一部変更届出
同 51年 7月16日	一部変更認可	同 17年12月 5日	一部変更認可
同 52年 3月30日	一部変更認可	同 18年 3月24日	一部変更認可
同 54年 3月30日	一部変更認可	同 18年 6月22日	一部変更届出
同 55年 3月17日	一部変更認可	同 18年11月30日	一部変更認可
同 57年 7月 8日	一部変更認可	同 19年 3月29日	一部変更届出
同 57年12月 3日	一部変更認可	同 21年 1月22日	一部変更届出
同 58年 8月13日	一部変更認可	同 23年10月24日	一部変更認可
同 60年 5月17日	一部変更認可	同 24年 3月29日	一部変更届出
同 61年 3月12日	一部変更認可	同 24年 5月24日	一部変更届出
同 61年 3月18日	一部変更認可	同 25年 9月26日	一部変更届出
同 61年12月23日	一部変更認可	同 26年 3月27日	一部変更届出

平成	26年	6月30日	一部変更認可
同	27年	2月13日	一部変更認可
同	27年	8月31日	一部変更認可
同	27年	10月29日	一部変更認可
同	28年	1月22日	一部変更届出
同	29年	9月28日	一部変更届出
同	30年	4月26日	一部変更認可
令和	2年	3月25日	一部変更認可
同	3年	1月15日	一部変更認可
同	4年	1月28日	一部変更届出
同	4年	4月21日	一部変更届出
同	4年	8月22日	一部変更認可
同	5年	11月10日	一部変更届出
同	6年	10月3日	一部変更届出
同	7年	2月17日	一部変更認可

学校法人獨協学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人獨協学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を埼玉県草加市学園町1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 獨協中学校

(2) 獨協埼玉中学校

(3) 獨協高等学校 全日制課程 普通科

(4) 獨協埼玉高等学校 全日制課程 普通科

(5) 獨協大学 大学院 法学研究科

外国語学研究科

経済学研究科

外国語学部 ドイツ語学科

英語学科

フランス語学科

交流文化学科

国際教養学部 言語文化学科

経済学部 経済学科

経営学科

国際環境経済学科

法学部 法律学科

国際関係法学科

総合政策学科

(6) 姫路獨協大学	大 学 院	法 学 研 究 科	
		経 済 情 報 研 究 科	
	人 間 社 会 学 群	国 際 言 語 文 化 学 類	
		現 代 法 律 学 類	
		産 業 経 営 学 類	
	医 療 保 健 学 部	理 学 療 法 学 科	
		作 業 療 法 学 科	
		言 語 聴 覚 療 法 学 科	
		臨 床 工 学 科	
		薬 学 部	医 療 薬 学 科
	看 護 学 部	看 護 学 科	
(7) 獨協医科大学	大 学 院	医 学 研 究 科	
		看 護 学 研 究 科	
	医 学 部	医 学 科	
	看 護 学 部	看 護 学 科	
(8) 獨協医科大学附属看護専門学校	医 療 専 門 課 程	看 護 学 科	
(9) 獨協医科大学附属看護専門学校三郷校	医 療 専 門 課 程	看 護 学 科	

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の各号に定める役員を置き、その定数はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 理事 15人以上29人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 この法人に、評議員20人以上40人以内を置く。

3 評議員については、現にその職に就いている者の人数（以下「実数」という。）が、理事の実数を超えるものでなければならない。

4 この法人に、会計監査人1人を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人に、理事選任機関を置く。

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に定める者とし、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 理事 6人以上8人以内

- (2) 評議員 8人以上10人以内
- (3) 外部有識者 1人以上2人以内
- 3 理事選任機関の構成員は、評議員会の議決によって選任する。
- 4 理事選任機関の構成員の任期は、4年とする。
- 5 理事選任機関の構成員は、再任することができる。
- 6 第2項第1号又は第2号に掲げる者がその職を失ったときは、理事選任機関の構成員の地位を失うものとする。
- 7 理事選任機関は、その構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 8 理事選任機関は、当該理事選任機関の議決によって定められた者（以下「理事選任機関招集権者」という。）が招集する。
- 9 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 10 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌して、理事を選任しなければならない。
- 11 理事選任機関の議事は、出席した理事選任機関の構成員の過半数をもって決する。
- 12 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し監事若しくは評議員が意見を述べ、又は理事選任機関の報告を求めるときは、理事選任機関招集権者に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。
- 13 前項に定める請求があったときは、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 14 理事選任機関の議事録の作成その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とし、その定数はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) この法人の設置する大学又は高等学校の長の職にある者のうちから理事選任機関が選任した者 1人以上5人以内
 - (2) 前号に掲げるもののほか、理事選任機関が選任した者 14人以上24人以内
- 2 前項第1号に定める理事が辞任、定年、死亡その他の事由により大学又は高等学校の長の職を失ったときは、その者は理事の職も失うものとする。

3 理事選任機関は、それぞれ、理事の実数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、第7条第3項の規定により予め補欠として選任された者として就任した理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任することができる。

3 理事は、任期満了前であっても定年に達したときは、理事の職を失うものとする。

4 理事の定年については、別に定める。

(理事の解任及び退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の議決によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のために職務の執行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。

2 前項に定める解任は、第6条第11項の規定にかかわらず、出席した理事選任機関の構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 理事が第1項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

4 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の議決があった日から2週間以内に理事選任機関による解任の議決がなされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該議決があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

5 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

- 第11条 前条第5項第1号又は第2号に定める事由により退任した理事は、理事の実数が第5条第1項第1号に定める定数を下回ることとなったときに限り、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事がその職に就くまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 2 理事のうち、その定数の5分の4に満たないときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

- 第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

- 第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会の議決によって選任する。
- 3 理事長の選任方法は、別に定める。
- 4 理事長を解任するには、第21条第2項の規定にかかわらず、理事会において理事の実数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 理事長を除く理事の1人を代表業務執行理事とし、理事会の議決によって選任する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 7 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 8 理事長に事故があるときは、代表業務執行理事がその職務を行う。
- 9 理事会は、その議決によって、理事長及び代表業務執行理事を除く6人以内の理事を、業務執行理事として選任することができる。業務執行理事を解任するときも、同様とする。
- 10 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を行う。

(学園長)

- 第15条 この法人に学園長を置くことができる。
- 2 学園長は、理事会において選任する。
- 3 学園長は、この法人の設置する学校の教育を総覧する。

(顧問及び名誉顧問)

第16条 この法人に顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2 顧問及び名誉顧問については、別に定める。

(代表権の制限)

第17条 理事長及び代表業務執行理事を除く理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第18条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、代表業務執行理事が理事会を招集する。この場合において、次項及び第4項において「理事長」とあるのは、「代表業務執行理事」と読み替えるものとする。

3 理事長を除く理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする旨の理事会招集通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 第2項の規定に基づき理事会を招集するべき代表業務執行理事が欠けたとき、又は当該代表業務執行理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができるものとする。

6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電子メールその他電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

8 理事会は前二項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときに限り、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第20条 理事長は、理事会の議長となる。

2 前条第4項及び第5項並びに第30条第2項の規定に基づき理事会が招集された場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議決)

第21条 理事会は、現に理事の職にある者のうち、当該議事について特別の利害関係を有する理事を除いた理事（以下「議決に加わることができる理事」という。）の人数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更をしようとするときは、議決に加わることができる理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める議決は、理事の実数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号及び第3号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

5 理事は、意思を表示する書面（以下「意思表示書」という。）又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第22条 理事会は、法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項を除く事項に関する決定について、別に定めるところにより、その決定を、あらかじめ理事長に委任することができる。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、その議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名捺印又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第24条 監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の実数が2人を下回ることとなるときに備えて、補欠を選任することができる。

(監事の資格)

第25条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

- 第26条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、第24条第3項の規定により予め補欠として選任されていた者として就任した監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 監事は、再任することができる。
 - 3 監事は、任期満了前であっても定年に達したときは、監事の職を失うものとする。
 - 4 監事の定年については、別に定める。

(監事の解任及び退任)

第27条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、第48条第2項の定めにかかわらず、現に評議員の職にある者のうち、当該議事について特別の利害関係を有する評議員を除いた評議員（以下「議決に加わることができる評議員」という。）の人数の3分の2以上に当たる評議員会の議決をもって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のために職務の執行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第28条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するときは、監事の過半数の

同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事は、前項に定める者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第29条 第27条第3項第1号又は第2号に定める事由により退任した監事は、監事の実数が第5条第1項第2号に定める定数を下回ることとなったときに限り、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事とその職に就くまでの間は、引き続きその職務を行う。

- 2 監事の実数が2人未満となったときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第30条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会、当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは理事選任機関、及び評議員会、並びに文部科学大臣に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされる職務。
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任

機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第31条 監事のうち1人を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選任する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第32条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第33条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第34条 評議員は、次の各号に定める者とし、その定数はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- | | |
|---|------------|
| (1) この法人の職員のうちから評議員会において選任した者 | 6人以上12人以内 |
| (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから評議員会において選任した者 | 4人以上6人以内 |
| (3) 学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから評議員会において選任した者 | 10人以上22人以内 |

- 2 前項第1号に定める評議員が、辞任、定年、死亡その他の事由によりこの法人の職員の地位を失ったときは、その者は評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業その他の事情に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、別に定める。

(評議員の資格及び構成)

第35条 評議員の選任にあたっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を充たさなければならない。

(評議員の任期)

第36条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、第34条第3項の規定により予め補欠として選任されていた者として就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任することができる。

(評議員の解任及び退任)

第37条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のために職務の執行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

- 3 前項第1号又は第2号に定める事由により退任した評議員は、退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、引き続きその職務を行う。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第38条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第39条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 評議員会は、第6条第9項に定める理事選任機関からの意見聴取並びに第69条第2項に定める理事長からの意見聴取があった場合は、意見を述べなくてはならない。

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 予算及び事業計画の作成又は変更

(2) 事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 多額の借財（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分、並びに運用財産中の不動産並びに積立金の処分及び譲受

(4) 役員に対する報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益、及び退職手当（以下「報酬等」と総称する。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 私立学校法第23条に関する寄附行為の変更

(7) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 合併

(10) 重要な施設の設置

(11) 学園規則及び学則の制定又は改廃

(12) この法人の重要な職にある職員の人事

(13) 前各号に定める事項のほか、理事会において、この法人の業務に関し評議員会の議決を必要と定めた事項

(理事の行為の差止めの求め)

第40条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあると認めるときは、監事に対し、第33条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の議決が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の議決があった後、遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第41条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、次の各号に定める者に対し、当該各号に定める者の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 理事長 | 監事、会計監査人又は清算人 |
| (2) 監事 | 理事 |

第3節 評議員会の運営

(開催)

第42条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に一回開催するほか、法令の定め、この寄附行為の定めその他の事由により、必要がある場合に開催する。

(招集)

第43条 評議員会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の実数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の実数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、前2項の規定により招集される評議員会において、当該評議員会開催日の30日前までに、特定の事項を会議の目的とすることを請求することができる。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、同項に定める通知を電磁的方法ですることについて、予め承諾をした評議員に対しては、書面によらず電磁的方法で通知をすることができるものとする。

(評議員による招集)

第44条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
- 4 第2項の通知については、前条第6項の規定を準用する。

(監事による招集)

- 第45条 第30条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第43条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面により通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
 - 3 第1項の通知については、第43条第6項の規定を準用する。

(招集手続の省略)

- 第46条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなくこれを開催することができる。

(運営)

- 第47条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によってこれを定める。

(議決)

- 第48条 評議員会は、評議員の実数から、当該議事について特別の利害関係を有する評議員の人数を減じた人数の評議員（以下「議決に加わることができる評議員」という。）の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決に加わることができる評議員の実数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する議決

- 4 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する議決は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 5 評議員は、意思表示書又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

- 第49条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名捺印又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第50条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第51条 会計監査人は、評議員会の議決によって選任する。

(会計監査人の任期)

第52条 会計監査人の任期は、選任後最初に開催される定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の議決がされなかったときは、これを再任したものとみなす。

(会計監査人の解任)

第53条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員会の議決によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反したとき、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合において、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第54条 評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないこと(以下「不再任」という。)に関する議案の内容は、監事が決定し、これを理事が提

出するものとする。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に開催される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項に定める者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。
- 6 理事長以外の者が評議員会を招集する場合には、前項の規定を準用する。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第55条 会計監査人が欠けた場合において、その選任が遅滞したときは、監事は、次の会計監査人が選任されるまでの期間において会計監査人としての職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第56条 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、この法人の理事及び職員に対し、次の各号に掲げる方法で作成されている会計帳簿又はこれに関する資料について、報告を求め、及び当該各号に定める請求をすることができる。

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 書面をもって作成されているとき | 当該書面又は当該書面の写しの閲覧、及び当該書面の謄本若しくは抄本の交付の請求 |
| (2) 電磁的記録をもって作成されているとき | 当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求、又はこの法人が定めた方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付することの請求 |

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第8章 予算及び事業計画等

第1節 予算及び事業計画

(会計年度)

第57条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第58条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、第21条第2項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、第21条第2項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

第2節 役員等の報酬その他

(役員及び評議員等の報酬)

第59条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第60条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによってこの法人に生じた損害を賠償する責任は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合で、その原因、職務執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員又は会計監査人が賠償の責任を負うべき額から私立学校法第92条の規定に基づき最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

2 理事が、前項の規定に基づき理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出するとき、監事全員の同意を得なければならない。

3 第1項の議決を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項、及び責任を免除することに異議がある場合には1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員全員に通知しなければならない。

4 評議員の実数の10分の1以上の評議員が前項に定める期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をすることはできない。

5 第1項の議決があった場合において、当該議決後に同項の役員又は会計監査人に対し退任慰労金その他私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の議決による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第61条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事、及びこの法人の職員である理事を除く理事（以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が、その任務を怠ったことによって生じた損害を、法人に対し賠償する責任について、その者が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、次の各号に定める額のうちいずれか多い金額を、その責任の限度とする契約を、この法人と非業務執行理事、監事又は会計監査人との間で締結することができる。

(1) 理事会においてあらかじめ定めた金80万円以上の額

(2) 私立学校法第92条の規定に定める最低責任限度額

第9章 資産及び会計

(資産)

第62条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第63条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備並びにこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第64条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の実数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第65条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に預金若しくは貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第66条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の

不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第67条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第68条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第69条 理事長は、この法人の事業報告及び決算について、毎会計年度終了後に、次に掲げる書類を作成し、監事及び会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類についての会計監査人の監査については、この限りでない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第70条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に、役員並びに評議員の氏名及び住所を記載した名簿（以下「役員等名簿」をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各に定める書類、役員等名簿、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、私立学校法の定めるとおりに、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第71条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第72条 この寄附行為を変更しようとするときは、第21条第2項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の寄附行為変更の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第73条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 第21条第2項の規定にかかわらず、理事会における理事の実数の3分の2以上の多数による解散の議決及び評議員会の解散の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第74条 前条第1項第3号又は第4号に定める事由による解散を除き、この法人が解散した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属するものとする。

(合併)

第75条 この法人が合併しようとするときは、第21条第2項の規定にかかわらず、理事会において理事の実数の3分の2以上の多数による合併の議決及び評議員会の合併の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第12章 補則

(情報の公表)

第76条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットその他の方法により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき 寄附行為の内容
又は寄附行為変更の届出をしたとき

(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、
監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿（個人
の住所に係る記載の部分を除く。）並びに役員及び評議
員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成
したとき

これらの書類の内容

(公告の方法)

第77条 この法人の公告は、インターネットその他の方法により行う。

(施行細則)

第78条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この変更は監督庁の認可の日（昭和39年3月18日 地管第111号）から施行する。

附 則

この変更は監督庁の認可の日（昭和42年3月25日 校管第169号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和42年8月25日 校管第51の94号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和43年6月21日 校管第6の79号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和43年12月26日 校管第51号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和44年8月25日 校管第176号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和46年1月5日 校管第191号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和47年7月27日 校管第148号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和49年4月1日 地管第1の15号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和50年9月11日 校管第1の154号）から施行する。

附 則

この変更は昭和51年7月16日から施行する。（昭和50年7月11日 法律第61号、私立学校法附則第4条による変更）

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和52年3月30日 校管第1の116号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和54年3月30日 校管第1の116号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和55年3月17日 校管第1の13号）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和57年7月8日 校管第1の40号認可）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和57年12月3日 地管第2の40号認可）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和58年8月13日 校管第1の65号認可）から施

行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和60年5月17日 校高第1の29号認可）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和61年3月12日 校高第1の16号認可）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日（昭和61年3月18日 校高第1の93号認可）から施行する。

附 則

この変更は文部大臣の認可の日から施行する。（昭和61年12月23日 校高第8の128号認可）

附 則

この変更は文部大臣の認可の日から施行する。（昭和62年12月1日 校高第1の72号認可）

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日 校高第47号認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年3月19日 校高第38号認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年3月20日 校高第37号認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日 校高第37号認可）から施

行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年6月29日 校高第1の47号）から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に評議員である者は、任期満了（平成7年8月1日）までは、なお従前のおりとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年9月16日 地高第1の29号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日 校高第50号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年7月28日 校高第50号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成13年3月1日 12地文科高第4の11号）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成15年5月14日 15校文科高第22号）から施行する。
- 2 この寄附行為施行の際現に役員又は評議員である者は、任期満了（平成15年8月1日）まではなお従前のおりとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成15年11月27日 15文科高第592号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年10月5日（文部科学省受理通知の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成17年12月5日 17文科高第574号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年3月24日 17校文科高第427号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年6月22日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年11月30日 18文科高第470号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年3月29日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年1月22日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成23年10月24日 23文科高第658号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年3月29日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年5月24日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年3月27日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成26年6月30日 26文科高第635号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成27年2月13日 26文科高第2109号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成27年8月31日 27文科高第475号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成27年10月29日 27受文科高第1350号）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年9月28日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成30年4月26日 30受文科高第101号）から施行する。

附 則

令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

（私立学校法改正関係）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和3年1月15日 2受文科高第1325号）から施行する。

（書面出席関係）

附 則

この寄附行為は、令和3年11月25日（理事会承認の日）から施行する。
（姫路獨協大学の外国語学部廃止関係）

附 則

この寄附行為は、令和4年1月27日（理事会承認の日）から施行する。
（姫路獨協大学の法学部廃止関係）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和4年8月22日）から施行する。
（議事録署名者変更関係）

附 則

この寄附行為は、令和5年9月28日（理事会承認の日）から施行する。
（姫路獨協大学の経済情報学部廃止関係）

附 則

この寄附行為は、令和5年9月28日（理事会承認の日）から施行する。
（姫路獨協大学のこども保健学科廃止関係）

附 則

この寄附行為は、令和6年7月25日（理事会承認の日）から施行する。
（姫路獨協大学大学院言語教育研究廃止関係）

附 則

- 1 令和7年2月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該定時評議員会の終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する理事若しくは監事又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延期する。

4 この寄附行為の施行の際、現に在任する理事若しくは監事又は評議員であつて、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該定時評議員会の終結の時までとする。

5 この寄附行為の施行の際（この項及び次項において、施行前の令和6年10月3日文科科学大臣届出の寄附行為を、「改正前寄附行為」といい、施行後のこの寄附行為を単に「寄附行為」という。）現に在任する理事であつて次の各号に掲げる理事は、令和7年度の定時評議員会終結後においては、それぞれ当該各号に掲げる理事とみなす。

(1) 改正前寄附行為第6条第1項第1号に定める理事 寄附行為第7条第1項第1号に定める理事

(2) 改正前寄附行為第6条第1項第2号、第3号及び第4号に定める理事 寄附行為第7条第1項第2号に定める理事

6 この寄附行為の施行の際、現に在任する評議員であつて次の各号に掲げる評議員は、令和7年度の定時評議員会終結後においては、それぞれ当該各号に掲げる評議員とみなす。

(1) 改正前寄附行為第26条第1項第1号に定める評議員 寄附行為第34条第1項第1号に定める評議員

(2) 改正前寄附行為第26条第1項第2号に定める評議員 寄附行為第34条第1項第2号又は第3号に定める評議員

(3) 改正前寄附行為第26条第1項第3号に定める評議員 寄附行為第34条第1項第3号に定める評議員